

# 第 22 期愛知県内水面漁場管理委員会

## 第 3 回 会 議 議 事 録

令和 7 年 3 月 18 日  
内水面漁場管理委員会委員室



日	時	令和7年3月18日(火)午後1時30分から午後2時15分まで	
場	所	内水面漁場管理委員会委員室	
議	題	第1号議案	こいの放流等に関する委員会指示について(指示)
		第2号議案	令和7年度第5種共同漁業権魚種別増殖方法及び目標数量について(協議)
		報告事項1	令和6年度第5種共同漁業権魚種別増殖実績について
		報告事項2	愛知県内水面漁場管理委員会が管理する行政文書の開示に関する規程の一部改正について
出 席 委 員		井野川仲男	愛敬 春男 山口 邦夫 村松孝太郎
		丹羽 浩和	大内 徳明 高橋 英二 立木 宏幸
		谷口 義則	
欠 席 委 員		浅野 友子	
事 務 局 職 員		書記長	長井 猛
		主 査	黒田 拓男
		非常勤職員	井上 容子
農 業 水 産 局	水 産 振 興 監		岡本 俊治
	水 産 課	課 長	柴田 晋作
	〃	担当課長	坂口 泰治
	〃	課長補佐	大橋 昭彦
	〃	課長補佐	堀 勝彦
	〃	課長補佐	荒川 哲也
	〃	課長補佐	長谷川圭輔

事務局（長井）

定刻となりましたので始めさせていただきます。

会議に先立ちまして、配布資料の確認をさせていただきます。資料は会議次第、配席図、第1号議案、第2号議案、報告事項1及び報告事項2の以上6種類です。過不足はございませんでしょうか。

それでは、ただ今から第3回愛知県内水面漁場管理委員会会議を開催します。

最初に井野川会長から御挨拶をお願いいたします。

会長（井野川）

第3回愛知県内水面漁場管理委員会の開会にあたり、一言、挨拶を申し上げます。

委員各位、また、行政関係者の皆様には年度末のご多忙のところ、当会議にご出席いただきまして、お礼を申し上げます。

さて、きのうが春の彼岸の入りで、水もずいぶん緩んでまいりました。アユの天然遡上もそろそろ始まりますので、注視していきたいと思えます。また、三河山間部ではこの2月3月という、風物詩でありますアマゴの漁が始まっております。組合さんのいろいろな努力、資源対策、集客対策などの効果もあって、新聞情報によりますと、客入りは順調と聞いています。ただ、新聞を読んでいますと、一人が何十匹も獲ってしまい、釣れない人も出てくるということです。海の方を参考にしますと、潮干狩りなど漁獲制限があります。川の方でも将来的にはそのようなことも考えないといけないかもしれません。いずれにしても、今後も多くの遊漁者で本件の河川が賑わうことを期待しております。

コロナ禍以降、観光地を中心にインバウンドが非常に話題になっております。インバウンド客の是非はあろうかと思いますが。内水面の方で、インバウンド客にからんだ話は聞いておりませんので、内水面振興にインバウンド客がひとつのキーワードになるのではと考えているところでございます。

本日の議題は、議案2件、報告事項2件となっております。

	<p>委員の皆様には、円滑な議事進行に御協力をいただくことをお願いいたしまして、私の挨拶といたします。</p>
<p>事務局（長井）</p>	<p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、岡本水産振興監から御挨拶をお願いいたします。</p>
<p>水産振興監（岡本）</p>	<p>第3回愛知県内水面漁場管理委員会の開催にあたりまして、私からも一言御挨拶を申し上げます。</p> <p>委員の皆様方には、年度末のお忙しい中、また遠路より御出席いただきまして、誠にありがとうございます。</p> <p>さきほどの会長の御挨拶にもございましたように、3月に入って各河川ではアマゴ漁が始まり、4月になりますと各漁協さんでは稚アユの放流が始まると思います。近年は、しばしば集中豪雨や猛暑といった異常気象が発生して河川環境がよくない状況が続いております。今年はそういったことなく、放流したアユが河川に残ることを祈念しております。</p> <p>もうひとつ内水面の春の話題と言いますと、県内ではシラスウナギの採捕の漁が行われています。今年は国内外で例年になく豊漁で、単価は去年の4分の1以下となって、本県の養殖業者においても池入れは順調に進んでいると聞いております。消費者に少しでも安定的に供給されますことを期待しております。</p> <p>本日の議題は、井野川会長の御挨拶にありましてとおおり、議案2件と報告事項2件と伺っております。</p> <p>慎重審議をお願いしまして、私からの挨拶とさせていただきます。</p>
<p>事務局（長井）</p>	<p>ありがとうございました。</p> <p>本日は定員10名のうち、9名の出席を得ましたので、漁業法第173条で準用する第145条第1項の規定により、この委員会の会議は成立しました。</p>

<p>会長（井野川）</p>	<p>それでは、委員会運営規程第5条第2項によりまして、井野川会長に議長をお願いいたします。</p> <p>私が議長を務めますので、よろしく申し上げます。</p> <p>では、委員会運営規程第11条第2項の規定に基づき、議事録署名者を指名します。</p> <p>議事録署名者には、議長の私と、立木委員、高橋委員をお願いいたします。</p> <p>ただ今より議事に入ります。</p> <p>第1号議案「こいの放流等に関する指示について」事務局から説明をお願いします。</p>
<p>事務局（黒田）</p>	<p>第1号議案「こいの放流等に関する指示について」を御説明いたします。</p> <p>はじめに、委員会指示について御説明いたします。</p> <p>資料2ページを御覧ください。漁業法第120条において、海区漁業調整委員会は、漁業調整のために、関係者に対して水産動植物の採捕に関する制限や漁場の利用に関する制限などの必要な指示をすることができまして、これを委員会指示といいます。内水面においては、第171条第4項の規定により、内水面漁場管理委員会が指示することとされております。</p> <p>資料3ページを御覧ください。こちらは、水産庁作成の委員会指示に関する説明資料でございまして、委員会指示の性質等について御説明いたします。</p> <p>先程の説明の繰り返しとなりますが、委員会指示の目的としては、水産動植物の繁殖保護、適切な漁業権・入漁権の行使、漁場紛争の防止・解決、その他漁業調整といったものでございます。また、その内容については、関係者に対して、水産動植物の採捕の制限・禁止、漁業者の数に関する制限、漁場の使用に関する制限、その他必要な指示といったものでございます。ここでいう「関</p>

係者」とは、漁業者や漁業従事者に限らず、遊漁者等も含まれません。このため、今回お諮りいただくこいの放流等に関する指示については、一般を含む全ての方が適用の対象となります。

下段のスライドの囲み部分を御覧ください。免許内容、規則、条件というのは、具体的には漁業権の免許内容、都道府県漁業調整規則、それらに付随する条件といったものが該当しますが、何らかの規制を加えようとするとき、これらは固定的で融通性が乏しいという性質がございます。一方、委員会指示につきましては、随時的かつ局部的であって、漁業種類間の漁業調整というような、場合に応じた対応が可能でありまして、漁業関係法令を補完することができるというものでございます。

4ページを御覧ください。委員会指示に違反する行為がなされた場合についてですが、指示違反ということでは罰則が加えられない、即ち指示自体に罰則を伴う強制力はございません。委員会から知事に対して命令の申請をして、これを裏付ける知事の命令、いわゆる裏付け命令があつて始めて罰則を加えることができるものでございます。

参考に、ページ下段に裏付け命令に関する関係条項を載せてございます。知事が命令を出せない内容の指示を出すことは、委員会の権威を失墜させるものであることから、事前に県との間で調整を図ることが望ましいとされています。

また、委員会指示は、大多数の関係者に守られることを前提としているので、みんなが納得できる内容にしなければならないというものでございます。以上が、委員会指示についての説明でございます。

資料5ページを御覧ください。コイヘルペスウイルス病について御説明いたします。コイヘルペスウイルス病につきましては、コイに発生するウイルス性疾病で、死亡率が高い病気ですが、有効な治療法は確立していません。そのため、持続的養殖生産確保法において、蔓延した場合に養殖水産物に重大な被害をもたらすとして、特定疾病に指定されています。持続的養殖生産確保法に

において、県は、特定疾病の発生が疑われたときには検査を行い、陽性と判断されたときは、移動制限や魚の処分などのまん延防止措置を命じることができると規定されております。

我が国では、平成 15 年 10 月に、茨城県霞ヶ浦でコイヘルペスウイルスが原因とされる大量死が初めて確認されまして、本県におきましては、平成 15 年 11 月に一宮市の釣り堀で初めて発生が確認されました。これまで、一般の方からの通報等により、個人所有の池及び天然河川等で 20 件の発生が確認されており、直近では、今年度 9 月に個人所有の池で発生が確認されています。

この疾病の蔓延を防ぐため、本県においては、水産庁の指導に基づき、当委員会で平成 16 年度に、こいの持ち出しや放流を制限する委員会指示を発動いたしました。コイヘルペスウイルス病に対する有効な治療方法が確立されていない中では、こいの不用意な移動や放流により、まん延を引き起こす可能性があることから、今日まで継続して委員会指示を発動しているところでございます。

資料 6 ページを御覧下さい。こちらが現在発動しております「こいの放流等に関する指示」でございます。内容としましては、コイヘルペスウイルス病対策のため、コイの放流を制限するものでございます。今回、この指示が 3 月 31 日に有効期限を迎えますが、引き続き本委員会の指示が必要と考えます。

1 ページにお戻りください。今回、御審議いただきます指示案を示しております。内容につきましては、現行の指示文書から変更はなく、指示の有効期間を令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで 1 年間更新するものです。それでは指示案を朗読させていただきます。

#### 「指 示 案 朗 読」

本案が御承認いただければ、指示の公報登載日につきましては 3 月 28 日を予定しております。



	<p>なお、委員会指示の告示文につきましては、今後、県法規担当部局への協議を行ってまいります。内容に影響のない修正につきましては、県法規担当部局の指導に従ってまいりますので、御了承をお願いいたします。</p> <p>また、県公報で告示して県民に周知することとなりますが、その他に県内の内水面漁業協同組合及び錦鯉団体等へは文書の発送により一層の周知を図る予定としております。</p> <p>以上でございます。御審議よろしくをお願いいたします。</p>
会長（井野川）	<p>ありがとうございました。</p> <p>ただ今の内容につきまして、何か御質問等はございますか。</p>
委員（大内）	<p>質問の前に、今年1月に発生しました鳥インフルエンザ対応に関しまして、県の方々には大変な御尽力をいただきまして深く感謝申し上げます。</p> <p>質問に戻りますと、去年の6月飛島村でコイヘルペス病が発見されたという報告事例がございましたが、県では水質の調査を定期的に行っているのかお伺いします。</p>
水産課（長谷川）	<p>この件につきましては、養殖業者から水産試験場に魚の状態がおかしいのがあると通報がありまして、水産試験場が検査をしたところコイヘルペスであったという事案です。通常の水域や池などを定期的に見ているというわけではありません。</p>
会長（井野川）	<p>その他ありませんか。</p> <p>他に質問等もないようですので、議案を採決することに御異議はございませんか。</p>
委員（多数）	<p>（異議無し）</p>
会長（井野川）	<p>異議無しとの声がありましたので、議案を採決いたします。</p>

委員（全員）	<p>原案を適当と認めることに賛成の委員は挙手を願います。</p> <p>（挙手全員）</p>
会長（井野川）	<p>ありがとうございました</p> <p>挙手全員と認め、「こいの放流等に関する委員会指示について」は、原案通り適当と認めることといたします。</p> <p>次に、第2号議案の「令和7年度第5種共同漁業権魚種別増殖方法及び目標数量について」と、報告事項1の「令和6年度第5種共同漁業権魚種別増殖実績について」ですが、この2つの議題につきましても関連があり、第2号議案を協議する前に、報告事項1を先に報告させていただくことが必要であると考えております。</p> <p>従いまして、まず報告事項1を事務局から説明いただき、続いて第2号議案を審議したいと思います。</p> <p>御異議はございませんか。</p>
委員（多数）	<p>（異議なし）</p>
会長（井野川）	<p>異議無しの声がありましたので、第2号議案及び報告事項1を一括して上程します。</p> <p>それでは、事務局から説明をお願いします。</p>
事務局（黒田）	<p>報告事項1「令和6年度第5種共同漁業権魚種別増殖実績について」御説明いたします。</p> <p>はじめに、内水面における第5種共同漁業の増殖義務について御説明いたします。</p> <p>資料の1ページを御覧下さい。下線の部分が関係箇所となります。内水面におきましては、漁業法第168条において「内水面における第5種共同漁業は、当該内水面が水産動植物の増殖に適し</p>

ており、かつ、当該漁業の免許を受けた者が当該内水面において増殖をする場合でなければ、免許してはならない」と規定し、免許権者である内水面漁協に増殖義務を課しています。

その理由といたしましては、内水面は海面と異なり水産資源が限定的であり、また、立地条件から採捕が容易なため資源が枯渇する恐れが大きいことに加え、広く周辺住民による採捕や遊漁が多く行われるという、公共的な性格が強い河川等に漁業権を発生させることから、増殖を義務としているということでございます。この増殖義務については、1ページ中ほど、カタカナのイの部分の下線にありますとおり、水産庁長官通知において、漁業権者が計画的に増殖できるように、内水面漁場管理委員会が毎年、増殖目標を漁業権者に示し、かつインターネットなど適切な方法で告示すること、また、ページの一番下の下線で示すように、漁業権者から増殖実績の報告を求めることとされております。

2ページを御覧ください。こちらは、令和6年度の増殖方法及び目標数量の考え方について整理したものでございます。表は左から、魚種、増殖方法、目標数量設定の考え方を記載しております。

あゆにつきましては、増殖方法は放流と産卵場造成の2種類を設定しております。放流の目標数量につきましては、各漁業権漁場における適地面積、直近3カ年の遊漁者を含む採捕者数、天然遡上のある漁場及び重点放流の取組を勘案して設定しております。あゆの産卵場造成につきましては、有効性や漁協の意向等を踏まえて設定しております。造成した産卵床面積を放流量に換算し、放流に合算することとしております。

あゆ以外の本県の漁業権魚種であるうなぎ、にじます、てながえび、あまご、こい、ふな、うぐい、おいかわの増殖方法及び目標数量設定の考え方は、表に記載のとおりでございます。

それでは、3ページを御覧ください。令和6年度の増殖実績につきましては御説明いたします。表は漁業権毎に整理したものでありまして、左から免許番号、漁業権者である漁協名、放流、人工

ふ化放流、産卵場造成といった増殖方法の魚種別の数量を示しています。また、各漁業権の行の上段に増殖目標数量を、下段に増殖実績を示しております。なお、調査対象期間につきましては、令和5年12月1日から令和6年11月30日としております。

産卵場造成のあゆの欄を御覧ください。あゆの産卵場造成につきましては、内共第6号において実施されております。表下の※印で示しましたとおり、2カ所で合計600㎡を造成しております。1㎡につき0.858kgの放流、換算重量で515kgとみなし、あゆの放流に合算しております。増殖実績が目標数量に達しなかったものについては、グレーの塗りつぶしで示しております。

令和6年度につきましては、概ね目標は達成されておりましたが、内共第1号、第4号、第5号、第6号、第8号及び第10号で目標数量に達しなかったものがありました。目標数量に達しなかった理由について御説明いたしますので、4ページを御覧ください。

はじめに、うなぎの放流について目標数量に達しないところが多く、理由についても共通する内容でありましたので、先に御説明いたします。内共第1号、第4号、第5号、第6号、第8号、第10号において、うなぎが目標数量に達しませんでした。主な理由といたしましては、各漁協は、以前から一色うなぎ漁協からうなぎ種苗を入手しておりますが、令和6年度は一色うなぎ漁協においてうなぎ種苗の在庫が不足し、各漁協に要望数量分を提供できなかったというものです。

内共第1号において、にじますの放流が目標数量に達しませんでした。理由といたしましては、入手先であった豊根村内のにじます養殖業者が、令和5年6月豪雨により施設が損壊して廃業状態となっており、村外の業者から入手したが、予定数量が確保できなかったとのことです。

次に、内共第4号において、あまごが目標数量に達しませんでした。理由といたしましては、養殖業者への発注が遅れ、放流時期を逸したため、予定数量を放流できなかったとのことです。

次に、内共第6号において、てながえびの放流が目標数量に達しませんでした。理由といたしましては、採捕時期に増水し、出漁回数が限られたため、必要数量を確保できなかったとのことです。

これら目標が達成できなかったものにつきまして、その多くは供給元の種苗不足による入手の難しさによるものや、豪雨をはじめとした環境の変化によるものなど、止むを得ない理由でありましたが、一部については、発注遅れといった止むを得ないとはいえない理由のところもございました。目標数量に達しなかった組合につきましては、種苗の入手方法や実施時期を検討するなど、次年度目標達成に向けて努力すると聞いております。

報告事項「令和6年度第5種共同漁業権魚種別増殖実績について」の説明は以上でございます。

続きまして、第2号議案「令和7年度第5種共同漁業権増殖方法及び目標数量」について御説明いたします。

1 ページを御覧下さい。水産庁長官通知の下線の部分が関係箇所となります。委員会が目標増殖量を決定するに当たり、漁場環境の変化や過去の実績、漁業権者の経済的負担などを勘案して決定するよう指導があります。

2 ページを御覧下さい。令和7年度の増殖方法及び目標数量を漁業権毎に示しております。昨年度に比べ、漁場が極端に縮小する等の漁場環境に著しい変化はないことや、目標数量に達しなかった組合も、種苗の入手方法や時期などを検討するなど、目標達成に向けて努力することから、来年度の増殖方法及び目標数量につきましては、今年度と同じとしております。

増殖目標に関する説明は以上となりますが、今後は増殖目標数量の達成に向けて、水産課、農林水産事務所、水産試験場と連携し、必要に応じて現地に赴き、指導・助言を行っていきたくと考えています。また、報告事項1において御説明しましたとおり、今年度目標数量に達していないものの中には、止むを得ないとはいえない理由のところもございましたが、事務局としましては「水

産動植物の増殖をする場合でなければ、免許してはならない」とする漁業法の趣旨に立ち返り、目標達成に向けて水産課とともに強く指導を行ってまいります。

この案について、御承認いただければ、3月28日の公報登載を予定しております。

以上でございます。御審議よろしくお願いたします。

会長（井野川）

ありがとうございました。

ただ今の説明につきまして、何か御質問等はございますか。

委員（谷口）

質問ではないのですが、意見を申し上げます。

毎年、愛知県を始め全国でニジマスの放流がなされています。ニジマスは御存知のとおり、れっきとした北米原産の外来魚でございます。そして、世界ワースト外来種100にも含まれておりまして、これはブラックバス、コクチバス、ブルーギルと並んで生態系に甚大な影響を及ぼす魚種として世界的に名の知られた生物種でございます。にもかかわらず、日本国内では愛知県を含めて各地で、毎年のように放流がなされております。

一方で、ニジマスという魚は定着しにくい、放流しても日本の気候にはなかなか馴染まず自然産卵という形で次々と回っていく魚ではないがゆえに大丈夫、という御意見もございます。しかしながら、世界各地に目を転じますと、実はかつては定着しなかったのだけれど、繰り返し放流された結果、突然定着して、ニュージーランドのように在来種に壊滅的な打撃を与えている例もございます。

私の意見としましては、生態系保全の観点から、各漁協さんに対しては出来るだけニジマスではなく、太平洋側河川に在来するアマゴといった他の河川性サケ科魚種に転向していくようにアドバイスをしていただけると大変ありがたいと考えております。

一方で、ニジマスの養殖業者が廃業に追い込まれた豊根村のケースなどでも、アマゴといった他のサケ科魚類を積極的に養殖し

	<p>ていただければ仕入れの可能性があるので方向性を打ち出すことなども一案なのかもしれません。ニジマスがアマゴに比べて採捕しやすく、釣りにおいてファイトする魚として、また味の観点からも重用されているということかもしれませんが、世界の流れやSDGsの考えからも馴染まないと考えていますので、今後御検討いただきたいというのが私の意見です。</p>
会長（井野川）	<p>それに対して、県からの意見ございますか。</p>
水産課（大橋）	<p>漁協さんによっては、ニジマスの遊漁がなくてはならない重要な水産業でありまして、その点を踏まえて、県は水産振興ということで漁業計画を立てております。一概に変えるのは難しいと考えます。</p>
委員（谷口）	<p>一概に変えるのは難しいという前提でお話させていただいておりますが、ニジマスをおそらく成魚放流されているということかと思えます。これは同時にアマゴという魚を放流すると、両者の生態が似ているがゆえに、餌生物、隠れ家、産卵場など競争関係にあります。競争するような相手を入れるとといったことがかなり矛盾していると私は思っておりますので、この点も今後御検討いただけるとありがたいと思えます。以上です。</p>
委員（愛嬌）	<p>木曾川ではニジマス釣りをやっているんですが、三重県から終わった後どうされますかと聞かれました。こちらは堰で止めているので、終われば魚を採ってしまうと話しましたが、実際には全ては採りきれません。</p>
委員（谷口）	<p>とても悩ましい問題かと思えます。</p>
会長（井野川）	<p>たぶん、国もそのような方向に進んでいくということですかね。</p>

水産課（大橋）	水産庁からはニジマスをはじめとした産業管理外来種に関する管理指針が出されています。
委員（谷口）	産業管理外来種の定義については、いろいろな学会などで議論されていると思います。その定義が正しいものかどうかの議論も進んでいくと思いますので、またよろしくをお願いします。
会長（井野川）	<p>ほかによろしいですか。</p> <p>質問・意見等も出尽くしたようですので、第2号議案を採決することに御異議はございませんか。</p>
委員（多数）	（異議なし）
会長（井野川）	異議なしの声がございましたので、議案を採決いたします。原案を適当と認めることに賛成の委員は挙手を願います。
委員（全員）	（挙手全員）
会長（井野川）	<p>ありがとうございました。</p> <p>挙手全員と認め、「令和7年度第5種共同漁業権魚種別増殖方法及び目標数量について」は原案どおり適当と認めることとします。</p> <p>次に、報告事項2の「愛知県内水面漁場管理委員会が管理する行政文書の開示に関する規程の一部改正について」、事務局から説明をお願いします。</p>
事務局（黒田）	<p>「愛知県内水面漁場管理委員会が管理する行政文書の開示に関する規程」の一部改正を行いましたので、その内容について御報告いたします。</p> <p>資料1ページを御覧ください。1の改正の理由につきましては、2つございまして、一つは、行政文書の開示の実施につきま</p>



して、開示請求者の利便性の向上を図る観点から、開示の方法に次の2つの方法を追加するためでございます。

一つは、行政文書をスキャナにより読み取ってできた電磁的記録を、「あいち電子申請・届出システム」を使用して送信する方法です。あいち電子申請・届出システムにつきましては、令和7年4月1日から新システムに更新予定でありまして、申請者に対して電子データを送信することが可能となります。

もう一つは、行政文書をスキャナにより読み取ってできた電磁的記録を、光ディスクに複製して交付する方法です。改正理由の2つ目につきましては、行政ファイル管理簿の調製方法に係る規定について、フロッピーディスク等の記録媒体を指す「磁気ディスク」の文言を改める必要があるためでございます。国においては、昨今ほとんど使用されていないフロッピーディスク等の記録媒体を指定している規制について見直しが進められており、県も国に準じて見直しを進めていることによるものです。

2の改正の内容につきましては、オンライン交付等により開示の実施ができるようにするため、開示の実施の方法に係る規定の整備、また「磁気ディスク」の文言を「電子記録媒体」に改めるものでございます。

3の施行期日につきましては、令和7年4月1日ではありますが、2の(2)の磁気ディスクの文言に係る改正については、公報登載日としております。

4の公報登載につきましては、県法規担当課の指導の下、所要の改正につきまして、令和7年2月28日付け県公報に登載いたしました。

2～4ページに県公報、5ページ以降に新旧対照表を載せております。報告は以上でございます。

会長（井野川）

ありがとうございました。

ただ今の説明につきまして、何か御質問等はございますか。

会長（井野川）	県が紙で渡すときには費用が発生しますが、こういったのにも発生しますか。
事務局（黒田）	発生いたします。
委員（立木）	複写をあえて光ディスクという形で限定していることに何か理由があるのでしょうか。何か国からの指導があつてこういった形となったと理解すればよいのでしょうか。
事務局（黒田）	立木委員のおっしゃるとおり、国が進めるアナログ規制の見直しの指導等に基づき改める内容もございまして、本規程の改正は知事部局の改正に準じたものでございます。
会長（井野川）	<p>ほかに質問等もないようですので、本日の議題はすべて終了いたしました。</p> <p>これをもちまして第22期第3回愛知県内水面漁場管理委員会会議を終了します。</p> <p>ありがとうございました。</p>
	議 長
	議事録署名者
	議事録署名者